

令和 6 年度

健全化判断比率審査意見書

資金不足比率審査意見書

福 井 県 監 査 委 員

福 監 第 3 1 7 号
令和 7 年 8 月 2 2 日

福井県知事 杉 本 達 治 様

福井県監査委員	大森 哲男
同	笹原 修之
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率および資金不足比率の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項および第 2 2 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率ならびにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、別紙のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率審査意見書

第１ 審査の対象および手続

令和６年度福井県一般会計、特別会計および公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

審査は、福井県監査委員監査基準に準拠し、

（１）提出された健全化判断比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか

（２）健全化判断比率の算定の基礎となった書類が適正に作成されているか

等を主眼として実施した。

第２ 審査の結果および意見

審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、正確であると認めた。

比 率 名	令和６年度	令和５年度	（参考）基 準	
			早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	３．７５％	５．００％
連結実質赤字比率	— %	— %	８．７５％	１５．００％
実質公債費比率	１１．６％	１１．７％	２５．０％	３５．０％
将来負担比率	１４６．６％	１５３．８％	４００．０％	

（注）１ 実質赤字比率は、実質収支が黒字であるため、「—」で表記している。

２ 連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であるため、「—」で表記している。

（実質公債費比率）

過去３か年平均で算出される令和６年度の実質公債費比率は１１．６％と前年度と比較して０．１ポイント改善しており、また、早期健全化基準を下回る水準となっている。

（将来負担比率）

将来負担比率は１４６．６％と、前年度と比較して７．２ポイント改善しており、また、早期健全化基準を下回る水準となっている。

以上のとおり、令和６年度の実質公債費比率および将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。特に将来負担比率は、「行財政改革アクションプラン２０２４」（令和６年３月策定）で掲げられた財政指標の目標である「全国中位」を維持している。

県内経済は、北陸新幹線県内開業から１年が経過した現在も、開業前に比べ来訪者数が約２割伸びるなど交流人口が増加しており、地域経済の活性化による税収の伸びも期待できる一方で、中部縦貫自動車道の整備などの大型プロジェクトへの対応などにより県財政への負担が増していくことも予想される。

引き続き、適切な県債の管理と計画的な償還に努めるとともに、「行財政改革アクションプラン２０２４」に基づく取組みを着実に推進し、健全な財政運営に取り組まれない。

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象および手続

令和6年度福井県の各公営企業会計の決算に基づき、知事から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

審査は、福井県監査委員監査基準に準拠し、

(1) 提出された資金不足比率が、法令等に照らし、算出過程に誤りはないか

(2) 資金不足比率の算定の基礎となった書類が適正に作成されているか

等を主眼として実施した。

第2 審査の結果および意見

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、正確であると認めた。いずれの会計においても資金不足は生じていない。引き続き健全かつ効率的な経営に努められたい。

会計の名称	資金不足比率		(参考) 経営健全化基準
	令和6年度	令和5年度	
港湾整備事業特別会計	— %	— %	20.0%
県営産業団地整備事業特別会計	— %	— %	20.0%
病院事業会計	— %	— %	20.0%
臨海工業用地等造成事業会計	— %	— %	20.0%
工業用水道事業会計	— %	— %	20.0%
水道用水供給事業会計	— %	— %	20.0%
臨海下水道事業会計	— %	— %	20.0%
流域下水道事業会計	— %	— %	20.0%

(注) いずれの会計においても資金不足は生じていないため、「—」で表記している。